

原議保存期間	3年(令和7年3月31日まで)
有効期間	一種(令和7年3月31日まで)

各管区警察局広域調整担当部長
警視庁交通部長 殿
各道府県警察本部長
(参考送付先)
警察大学校交通教養部長

警察庁丁運発第60号
令和4年3月4日
警察庁交通局運転免許課長

高齢者講習、認知機能検査及び運転技能検査の円滑な実施に向けた取組の推進について(通達)

高齢者講習及び認知機能検査の円滑な実施については、これまでも、「高齢者講習及び認知機能検査の円滑な実施に向けた取組の強化について」(平成30年6月13日付け警察庁丁運発第120号。以下「旧通達」という。)等により指示しているところであるが、高齢者講習及び認知機能検査の対象者の増加等により、依然として高齢者講習及び認知機能検査の受講・受検待ちがみられ、また、指定自動車教習所等の実施機関からも、その負担の軽減を求める声がある。

今後、高齢化の更なる進展に伴い、高齢者講習及び認知機能検査の対象者が更に増加することが見込まれることに加え、道路交通法の一部を改正する法律(令和2年法律第42号。以下「改正法」という。)により、75歳以上の高齢運転者のうち一定の基準に該当する者に対する運転技能検査が新たに導入されること等を踏まえ、高齢者講習、認知機能検査及び運転技能検査(以下「高齢者講習等」という。)の円滑な実施に向けた諸対策を更に推進する必要があることから、各都道府県警察にあっては、その実情を踏まえ、実施機関等とも緊密に連携し、改正法の施行の日である令和4年5月13日以降の当面の間、次のような対策を講じられたい。

なお、旧通達は、同日をもって廃止する。

記

1 受講・受検枠の拡大等

(1) 地域の対象者数等の分析と受講・受検枠の拡大

地域の対象者数と高齢者講習等の受講・受検枠に隔たりがある場合、対象者が自己の居住地域で受講・受検することができず、受講・受検待ちの一因となる。

また、対象者の負担軽減という観点からも、必要な受講・受検枠を地域単位で確保することが望ましいことから、市区町村等の地域単位での対象者数と当該市区町村等からアクセス可能な実施機関ごとの受講・受検枠を分析するなどして、地域単位の対象者数及び受講・受検枠の現状把握と将来推計を行うこと。また、当該分析の結果により、地域単位の対象者数に見合った受講・受検枠が確保されていないと認められる場合は、実施機関と受講・受検枠の拡大方策について協議すること。

さらに、既存の実施機関のみでは受講・受検枠の拡大が困難な場合は、都道府県公安委員会(以下「公安委員会」という。)による高齢者講習等の直接実施や、人材派

遣会社、市町村等の新たな実施機関の確保についても検討すること。

また、各都道府県警察の実情に応じた対策を計画的に推進するため、地域の対象者数の将来予測等の情報を定期的に実施機関と共有し、諸対策を計画的に進めること。

(2) 実施機関への配意

実施機関の多くは指定自動車教習所であるが、その負担を軽減する観点から、コースを必要としない認知機能検査のほか、受講期限等の制約がある臨時認知機能検査及び臨時高齢者講習について、公安委員会による直接実施や指定自動車教習所以外への委託を検討するとともに、公安委員会による認知機能検査の結果通知や相談体制の強化等を検討すること。特に指定自動車教習所においては、年末から翌3月末までは繁忙期であることから、実施機関と連携した事前広報等特段の配意をすること。

また、実施機関は、公安委員会が実施することを前提に積算された手数料を基とする委託料により高齢者講習等を実施しているところ、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）第43条に規定する手数料の標準額の人件費に対応する部分には消費税分が含まれていないのに対し、公安委員会が実施機関に対して支払う委託料には人件費に係る部分を含めた全額に対して消費税が課されることとなるため、公安委員会が手数料と同額を委託料として実施機関に支払った場合、実施機関は当該委託料の中から消費税を支払った上でその残額によって高齢者講習等を行うこととなり、実施機関に対して実費よりも少ない金額で高齢者講習等を行わせるという負担を課すこととなる。したがって、実施機関に支払う委託料については、手数料額に消費税分（当該手数料額の人件費に係る部分に消費税率を乗じた額）を加えた額との間で不合理なかい離が生じないように、適切な委託料を確保すること。

さらに、高齢者講習等の実施に必要な施設等の整備に係る実施機関の負担を踏まえ、実施機関が新規に施設や駐車場等を整備した場合における助成措置のための予算確保に努めること。

また、公安委員会に対する報告等の方法については、個人情報取扱いに十分配慮した上で、郵送や電子メール等を積極的に活用するほか、各種証明書等に対しては法令上根拠がない押印や契印等を求めないこととするなど、可能な限り合理化を図ること。

2 円滑な予約の促進等

(1) 早期の受講・受検予約の周知

高齢者講習等の通知書は、別に定める通達により、更新期間が満了する日の190日前を目途に普通郵便で送付することとしているが、通知書を受領した段階ではなく、更新連絡書を受領した段階で予約申込みを行っている高齢運転者もみられる。通知書を受領した段階で予約申込みを行うことが促進されれば、更新期間が満了する日までの間に十分な期間が確保され、また、予約の調整が容易となるなど、受講・受検待ち期間の短縮に資することとなる。このため、通知書には、実施機関ごとの受講・受検可能日の情報や早期の予約申込みを促す旨の注意喚起等を高齢者に分かりやすい方法で掲載するとともに、高齢運転者の家族への周知をも念頭に置き、警察のWebサイ

ト、広報誌、新聞、ラジオ等の各種広報媒体を積極的に活用して、実施機関ごとの受講・受検可能日の情報を提供し、早期の予約申込みを促すこと。

なお、更新期間が満了する日までに確実に運転免許証の有効期間の更新（以下「免許証の更新」という。）を行うためには、通知書において、高齢者講習等の日時・場所をあらかじめ指定することも効果的であるので、各都道府県警察の実情に応じて、導入を検討すること。

(2) 予約しやすい環境の整備

高齢者講習等の円滑な予約を可能とするためには、受講・受検枠が空いている実施機関に予約申込みがなされるよう調整を行うことが効果的であることから、一元的な予約窓口の構築や、予約・問合せ等に関する専用の相談窓口や相談電話の設置等、予約しやすい環境を整備するとともに、各都道府県警察の実情に応じて、こうした事務に専従可能な職員を配置すること。

(3) 問合せがあった場合の対応

高齢者講習等の予約に関する問合せがあった場合は、高齢者の移動の利便性に配慮しつつ、受入れ可能な実施機関を教示するとともに、必要に応じて仮予約を行うなどすること。

また、問合せに迅速に対応するためには、公安委員会が管下の各実施機関における受講・受検枠の空き状況を一元的に把握することが前提となることから、実施機関との連携を密にして、当該空き状況を把握できる体制を構築すること。

3 更新期間が満了する者への対応

(1) 相談・問合せ窓口の確保

更新期間が満了する日までの期間が切迫してから高齢者講習等の予約申込みを行う者（以下「切迫者」という。）に対する相談・問合せ窓口を確保すること。

(2) 更新期間内の免許証の更新

切迫者が更新期間が満了する日までに免許証の更新を行うことができるよう、公安委員会による直接実施や実施機関における受講・受検枠の拡大等に努めること。

4 運用の改善

高齢者講習等に関する意見・要望の把握に努めるとともに、当該意見・要望を踏まえた運用の改善に努めること。

また、高齢者講習等の制度や運用に関する都道府県警察への意見・要望については、当課講習係宛に適宜の方法で随時報告されたい。